





73
3356

ワ3
號6788
卷

冠位通考



位階乃沿革ハ、ハト有世ミ、ニ連八十伴緒
を世ニテ、時昇ミ事ナリ。ノム。ヨリ
ニテ、キナリ。トのつゝ、位ありて、ルレ、ヨリ。シテ、ハ、財力
勢ナリ。ト、キナリ。ハ、ヤ、キナリ。ハ、
ナリ事ナリ。アリ。シ。レ。ト。ト。ナリ。ナリ。ト。ハ、家々の
兵、秩ナリ。シ。レ。ト。日本紀をもと。穢義。臣。物部
連。大伴連。阿倍。臣。巨勢。ヒナミ。貴族。土師連。膳。臣。佐
伯。速。河内。臣。ナミ。ナレ。アリ。シ。ト。モ。数々。ナ
占。速。ナキ。ナ。アリ。ケ。ヨリ。テ。國造。伴造。モ。ナ

てハ多る卑の足あらずか一事あるべし。以上より、古連蓬
に略。推古天皇の時、始十一階を有す。日本紀云。推古天
皇十一年十二月戊辰朔壬申、始行冠位。大德、小德、
太仁、小仁、大礼、小礼、大信、小信、大義、小義、大智、小智、
英十二階。並以當色施縫頂撮総如囊表而着縁か寫と
云。是色と小名同字あり。ゆきふり。別書きまへ。之へての位は
云。是色と小名同字あり。ゆきふり。別書きまへ。之へての位は
縫頂を有り。此時被色を有められたり。ゆきふり。是色と小名同字あり。之へての位は
必ありと定む。既に冠位も制せられたり。人ノ被色のつるものもゆきふり。是
小礼堂ハ其をもうだ。又十二階の御より下。冠位といふ。是事と
云。是色と小名同字あり。ゆきふり。別書きまへ。之へての位は
二つよりアリ。ゆきふり。是色と小名同字あり。ゆきふり。
既に冠位も制せられたり。是色と小名同字あり。ゆきふり。威儀を事
事とめ守りて。ばけり。冠をきらへき制とすれど。

如囊とももハ、しらがくらひあらじ。そハもうとをきこしとき
料。本鳥トアリ。す。やきふり。とよねをひく。頂トもあら。冠
とよね。本鳥ト天武。此時群臣諸氏を十二孝よしらして。その氏
と大徳。その氏も小徳。その大仁。その小仁を定めて。其
冠をきらへり。ば冠をやややけり。す。尊卑の陰
とす。は世位記をす。て。冠す。もしくらむちも。冠位と
次第將昇の位とす。小徳ハ中臣連。阿尾。君。平。兄。臣。大伴連。大宅。臣。巨勢。臣。大仁。大
上。君。上。毛野。君。阿尾。連。大。師。連。大。連。大。宅。臣。巨。勢。臣。大。仁。大
徳。大。上。君。上。毛。野。君。阿。尾。連。大。師。連。大。連。大。宅。臣。巨。勢。臣。大。仁。大
徳。我。君。上。毛。野。君。阿。尾。連。大。師。連。大。連。大。宅。臣。巨。勢。臣。大。仁。大
徳。我。君。上。毛。野。君。阿。尾。連。大。師。連。大。連。大。宅。臣。巨。勢。臣。大。仁。大

か階のすれ見す。ナ叙位除目をもと書のすれられ、省まで
こし。あらまちたはす。五位以上のか階を史よりれあや。但因帝才四事よ大吉乃銅像。堂の戸
のちくて立通す。生彌ノを難作鳥と人堂の戸を
壊たて入ら賞よ大仁をすへりあり。ほんそりと
冠を叙位あり。大智小智す。いとくらりとされが
陪せす。それと引功を賞す。あまりの際限の権制とて既に
階級をすれい。人をかすむ事のうちもその勢に堅固
の引儀とす。これに據て昇るの位階とらうへす。
又舒明紀よ十二年十一月庚子朔食新羅客於朝。因給叙
位一级とあるが陪せす。あきあれ。これ新羅の侵

の旅況をすくめじとて。叙位をすへり。されど新叙有
る浦今。新羅の人もり。自ら宣明の叙位あるべきを
御く。陪す。きずり。おとく渤海との例よどいと。
大徳以下。謹事以てふざくる事。それと同賜。叙位各有差
す。あるべきが。おとづる。文のほこよき。秋日本
紀よ。私記よ。大徳今と云。小徳五位。大仁小仁大礼六位。小礼
大信七位。小信大義小義ハ位。大智小智物位。とあるへ當る
也す。とあるとして論す。印本の日本紀よ。徳を空位。仁
も五位。礼を六位。信を七位。義を八位。智を物位。あし。傳
説有り。ちやくも。大とせよとかすれ。と何よ。やも

首過す。すりもあら人まんはく薄もるりあうれと。かく
ひこす。此流よりて此度くるの傍を置けらる。よ
り小きハサードモ。凡の席。一二三をもて。ほのや
か事や。すき。これく世十二階を。今け三十階。あ
くよもてんとする故。されど。十二階を十二そ與。三十
階を三十そと。まへられ。しゆよもてんや。ハナレ
ヨリシム。制度。今れ位階。准據。て。大の車と。よ
れハ三位。大信。小信。位五位。大義。小義。大智。小智。位七位。八
位。も。も。也。位。あ。づ。き。階。す。げ。ナ。二。階。の。下。委。り。も。先輩の
統の。まへ。心。位。下。の。者。を。射。て。大臣。大連。と。も。人
の。も。頂。を。も。さ。い。ふ。露。頂。する。ま。う。く。射。の。も。く。す。と。

あるべきなり。三つ。无位。射。白丁。と。か。頂。中等の人
を。射。等。と。ふ。事。ある。す。う。ハ。皇。極。紀。尔。元。年。十二。月
甲。午。亥。息。長。至。日。廣。額。天。室。迄。是。日。小。德。巨。勢。仁。德。太。代
大。派。皇。子。而。誅。次。小。德。栗。田。右。細。目。代。輕。室。主。而。誅。次。大。伴。速
馬。飼。代。太。古。而。誅。と。あり。億。太。と。馬。飼。と。大。古。昇。人
細。目。し。義。正。野。の。茶。擣。尔。前。部。領。ア。人。射。れ。從。位。乃
人。呂。と。ミ。え。す。け。既。す。て。せ。草。ち。あ。谷。川。士。清。田。本。紀。通
證。尔。北。史。曰。内。位。有。十。等。一。曰。大。德。次。小。德。次。大。仁。次。小。仁。次。大
義。次。小。義。次。大。礼。次。小。礼。次。大。智。次。小。智。今。按
松。下。氏。以。北。史。為。是。然。德。則。統。全。體。而。言。故。為。首。仁。礼。義。智

信以木火五金水為序。蓋取諸漢傳說也。北史又譏之曰。
余嘗制之于御事。謂亦可矣。入之次序。則以之制
度。至于仁。則少而卑。尊鄙。也。級名。又以次假。名
之。或高。或低。皆時。之。也。下氏。又。圓
序。半。也。而。皇。圓。之。也。半。也。半。也。圓。也。
半。也。半。也。半。也。半。也。半。也。半。也。半。也。
七色。一十三階。之。冠。一曰。織冠。有大小二階。以織。為。
冠。之。緣。服。也。並用深紫。二曰。緿冠。有大小二階。以緿。為。
之。其冠。之。緣。服。也。並同織冠。三曰。紫冠。有大小二階。以紫。

為。之。緣。織冠。之。緣。服。色。並用。紫。四曰。錦冠。有大小二階。
其大錦冠。以大伯仙錦。為。之。以織。裁。冠。之。緣。其小錦冠。以
小伯仙錦。為。之。以大伯仙錦。裁。冠。之。緣。服。色。並用真緋。五
曰。青冠。以青緝。為。之。有大小二階。其大青冠。以大伯仙錦
裁。冠。之。緣。其小青冠。以小伯仙錦。裁。冠。之。緣。服。色。並用
六曰。黑冠。有大小二階。其大黑冠。以車欣錦。裁。冠。之。緣。其
小黑冠。以菱形錦。裁。冠。之。緣。服。色。並用綠。七曰。達武。又名
黑絹。為。之。以紺。裁。冠。之。緣。也。十二階。定。然。大
多。推。古。之。十。階。也。少。之。達。武。一。階。也。謂。之。也。
初。任。又。名。主。身。也。有。法。也。新。加。之。階。也。也。也。

行たるを先輩にて推古の十二階との年階
リもてから世度よりづきの沿革ハ、よしもいとひ
何のまことや試みれを以て鐵冠繡冠ハ、一位ニ位より
冠三位より錦冠ハ、四位五位より翁主冠、每六位七位八位
より建武ハ初位よりわづり。大小三冠六位官す。ケリ。御後後
いづれの故、あづまひあづます。今くわづり。服色を
もて便とせり。すれど金より二位ハ浅紫と。一位より
毛呂色をば財と。鐵冠繡冠とすに称號とぞく焉。ね
されどすく制度の沿革として。より一役をま
さざりあり。三位以上を翁主冠五位六位草ハ

綠標をともまきとする。大抵、あてもうの十階より推古
つきよりゆすり。のばすは既。此時よりはくのまく次第轉
昇もく冠位よりける故より。主君の階を並れしるべ。
主君の位の人けり。左右之臣八省百官を墨縛。而
より國の郡縣の制度は改られん。要く冠位
轉昇をもとのをすり。くて推古のく頃。く徳小徳一位
をも軍主冠位をすり。三すの故ハ推古のく頃の
事。ほほく其秩。て轉昇したる事をき。後位の冠
をすり。と叔ハ功勞よりて轉昇もく位をも。上ト

卷之三

七

事あるよりと日本紀のアリ勢にて諸侯の位ハ三
年よ定られ候せ六陽のまゝす。天武元年之内小七位阿闍
後ヨリ守は不く、りゆちわれ、されば令の制也とす。されば爲治の御事も
モヘキはれとあり。又外も各國もしく中く、史あらりし事も聞
又固二年よりつき、大嘗位外は紫位内大錦、外小錦、上ちとふ御事
あり内外の差別。大寶改宗のゆきの割りしたる有る事
制也。又秀子、天智の令條の見王諸王の位を署せられたる事
制也。又天智の名跡より諸臣下の行司と天皇、親の義
頂とよき火とす。有りて能なきとその制修め、
うえまくすときハ、御事もひそ。はやくそのをほた、手の縁まで推古
の古也。多くて寧まのあゆれられ、これより一異このものとす。御事も
すんじて、これと連接もす。されば令の衣服全觀王諸王、あれ
御事とす。御事は、

たる。此全よりのすゝめのあをすつてはる卑
とあれど、色を陽て寸泥一キヨーとし、行く儀なり
す。うなじはうかうらも位階の名、一位、二位、三位、往
五位、六位、七位、三位よりを経てくるも、ゆゑみるハみなし
諸王ナリ。天武八年の紀よ、小葉美濃王とふあう。十一年の紀よ、もれ
へり。持統八年紀よ、渟廣・韓美濃王とく。けく、諸王よりの
うる人をも。渟位ハ諸王の位階ナリ。

位を是れと、親王の位階ハ並べさる。とて天武
紀よもに、觀正渟位は叙一位れど、その制度ハ例えずとあり
と列れたり。天武の時更に觀正渟
位を叙して、あやしくも三つとも例づたうして、親王
諸王混じて叙して、親王も一位、二位、三位とさき級をす。

乃ゆく定じ。天武八年の紀よ、二月己丑吉備太宰石川王病之薨
あ。以よ贈三位とて、諸王三位とてへり。二位は叙も、觀正の位を
渟と、三者をきりへ。觀正せられたり。諸王の三位とて、諸王の二位とて、
なるをへ。さて必親王三位の次を、薦次より拘りて必下
ます。す。降大恩とあるも、渟を觀正の位を叙べり。次よ天武紀よ十四
年春二月丁巳更改爵位之号。仍増加階級明位二階。渟位四
階。毎階有大廣。并十二階。以前諸王以上之位。これと様に渟を渟
位とて、觀正渟とて、觀正渟とて、觀正渟とて、觀正渟とて、觀正渟とて、
尊。授渟廣三位。大津皇子授渟廣武位。川島皇子授渟大恭位。
ありて、渟用うて起し。日本紀よ王とて、渟とて、觀正渟とて、觀正渟とて、
渟。毎階有大廣。并四十八階。以上渟位とて、これまた
冠位のとて、とて、とて、とて、とて、

冠位通考

日本紀の文をもとめ冠す。やとゆ
あ人もあらへられ。の給遣住記。授住記もあらむ。凡て
確執して。はれをとく。す。ほう。權を天皇の所なり。
奉りて冠だまき。割皮をして。わが身を冠といひ。な
まく。世の宣食と達住上をい。あらも。キタのまえ。叙爵
さる。さるをうそううするといへう。がとけら。達住上。
とく。津のまづ。直のまづ。といたり。久人を。
あまよも。わゆりて。それを史料として。それらを之
とく。もろ。いはまよ。住記か。ゆそも。まよ。階
級次序。正大一。正廣二。正廣三。正大三。正廣
四つまで。二と三との間。三十階の西從のまき差別あり。

正位深紫、三位以上す。けの制く。の階を但一と直位浅
紫（に位立位す。はくも勤彼の主了拂を用ひられるがたきの階を浅紫す。）。勤位深綠、六位
七位淺綠。追位深葡萄。進位淺葡萄。（八位初位。今も青葡萄。今も淺綠。葡萄も矣。す。）八位初位。今も青
最淺者（こううて五位以上もあそばまぬ。目子つ。緑も輕くべき也。）。と見え
たるも。も。所く。あく。け度の服色。不思議する制。し
ハくし。す。故行ふ爲。ア。持統天皇四年四月の
紀。庚申。詔曰。其朝服者。正八級赤紫。（一位二位三位。紫もと。赤紫。）一位二位三位。
勤八級深綠。六位。務八級淺綠。七位。追八級深綠。（位ハ深綠。位ハ浅綠。位ハ深綠。）七位。進八級淺
綠。（位ハ浅綠。）。とある。さて。より。半。次。文武天皇大宝

元年。よ施行せられ。令よ。との令。親王四階。諸王（五位以上）。諸臣
三十階。（天武天皇の御く。内侍の制度下。薦の階す。）。三位以下。三位以下
位未け。す。改。度減（十六階とせられ。）。と定らして。並代不易の典。と。す。改
令。も。唐令。も。す。れ。た。も。わ。い。も。位階の數。も。
う。このよ。う。れ。た。も。へ。く。り。公卿の位六階。推古の
五階。よ。の。證。六位以下。四色。ハ。天武の。例。す。れ。く。皇圓の
故。實。よ。う。す。して。い。く。も。し。こ。ー。か。よ。續日本紀。大宝元年
三月甲午始依。新令改制。官名位號。親王明冠四階。諸王
淨冠十四階。合十八階。諸臣正冠六階。直冠八階。勤冠四
階。務冠四階。追冠四階。進冠四階。合三十階。も。始停。賜。

卷之三

冠換以位記フリ あらか事のはまたういづか大宝よりも
たを正一位從一位トモミツリ 天武の四十九歳の廿四つ正冠
直冠トモシイ あるものあるまことにたゞよ
のえくあるへよ。は文のとよまハ正冠直冠トモシイ て。一位二
五年の紀よ明一最トモシイ ふりのちやが正ハ冠のちく外住始トモシイ 五位上階終
進冠少物位下階トモシイ ある。かく冠と位とをわざてすへきりこく。ちくとけ史
もじたけ一二トモシイ あれ失トモシイ す。依新令トモシイ 今トモシイ 冠の名
よもほのまよすくてもえゆるます。依新令トモシイ 今トモシイ 冠の名
一不トモシイ ます。との令も正義トモシイ 制修せられたりやすれど大宝トモシイ 人
藏トモシイ 令も大宝トモシイ す。改削せられりともうへのまよすれど官住令
も改トモシイ た。一二のまよす。入某冠トモシイ とくとく冠をすくて名とく
故すにげ付トモシイ げ下文トモシイ やて皆某冠トモシイ とくとくは延符
とありて冠のをトモシイ す。まことに何の封トモシイ 某冠トモシイ とくとく

あら撰史の博士から天武の頃よりわく正徳直位一位二位
としも称すと冠す。いわゆるをすりしたえて。位のよき。冠くふ
まよひ。大寶もくは称めどんえたる漢字をあまき。
今更に正曲をすまよ。今ハ大寶の當時のれ史。は世も
拂てうなづかれて。今またかて史を弃む。より外也。
此一條を弃れど。日本紀もつまゝ。ものちよ軽ひすきを。
あま化よ。これを枝を。しつすれど。不審千萬有れ。姑
謠傳と定じ。正史一條の過失を補て。今より千載の
まよひをとくんとする。あまく。こ美也の跡下。光明院。院名の
元をほきせえ。

三十階の差を一位にてよし。一位、奉公の功より
されば授一事もあり。今の京とおりとく存在の人、
役ももとより。神位爵位をも限れど。從一位もその
うもへどなやもす。大臣とても一位をもうえり。一位を情
よ爵二位の下をも。うす。治革ハ寧ろ通考より。儀制令上。在大臣以上若散一位位迄。皇
帝不視事二日。二位以上迄。皇帝不視事一日。^{二位以下とく}。卷
幕令。百官在職薨卒。當司分番金匱卷。親王及太政大臣。散一
位。もとまし。御郊大輔監護。もと。儀制令の益の條。喪服令の
物の条と。さて何よりも位がそ
うする越半もれて多し。これもともとよりすき事多すへき
すり。とよいとよい。攝政大臣の下。一位を
すり。とよいとよい。攝政大臣の下。二位三位は大との差降

すり。以上六階上階といふ。公卿の階す。御子を。准奏解を。恭
故位とも古よりあり。されど。それも多
く。御同源の六階の年よ。
議賞謂三位以上とありて。おませたるもんといふ。上階の
人なり。もし。上階と。中下の下。あす。恭謹。ことを。上と。三位と。位
と。とよきは。三位五位。大夫の階。して。たゞこの差
降すり。令義解。五位。上階。之通賞。あり。通と。昔以
上と。おれ後。そいと。せず。併と。清章。よ入と。三。小
魚水の。よ。故實。や。なぜ。洪司の官人。商人。不の。お
納。小舎人。ま。官位。すめ。を。も。あ。と。すき。りす。あ
五位と。六位と。ひと。こよ。く。

四差列。或あまつ。の。因え。と。まよ。や。六位七位

位も人との差降たり。六位七位は上士八位と下士とも。まゝ差ある事無
なり。又外位は内位と一と物位といふ。お方の階するをきり。又
外位も要する事無く。物位といふ。外位より者多く遷叙令。
凡内外五位以上勅授。内八位外七位以上奏授。外八位。及内
外物位皆官判授もあり。同令よりて勅授の品除
キ。凡五位以上を定員者。位も徳。三位以上を優然。とて父祖の名
よりてお方せらはあり。食役の多く位もじて。位あるハ勿位
キ。有げ称名もいふ。舍人をもすすて。軍使も内六位以下。八位正
主。上等は大舎人。下等は保印。中等は試補。爲め候
道をも試補爲め候。其勢よりて位降す。す。お
方ある所とす。お方の尊卑状を示さん。

一二條目あはれ。お方のため事もされてきまつし。續日本

紀神讓景平元年九月己未。隼人司隼人百卒六人不論。有
位半賜爵。爵一級。其正六位上者。叙上正六位上。とりよりま
うり。上正六位上とくふ位以外。もとをす。こ。權財の改め
うち。位降を至れたる者。相續するをあわす。さて中
古。半百六十位下。以正六位上のをわり。それより下の
位降。叙せらる。むしろ職源抄。又。近代官位。中
不分正從。皆正六位上也。とある。し。うづのを度
處。古をものほよどる。アーチー事。勿論。考證の
政廢弛して。功勞とくえて叙授せらる。アーチー
り。今。下くは階級ハ片も用そく。六位下を一口よ

たゞやきものと見て、あゆむもまほをう
やくめえ。あの改冷家院の久時よりこまくい
るひて寛弘長和三月の日付のやまともれつきた
里とやまとりく。事しきみがまのすまへきし。朝野
群載。もとだま枚の文書を元寛とて長保ア奉。官掌從
七住日下部宿称保隆。治慶二年將書從七住上玉手朝日
輔頼。元永三年從六住上秦富称氏吉子とて二三人之をそ
別あくて傳うけよあくわく。やうくしておもやうく。またやへ。その時ハ、
左近の例をとくとくもくとてやうけ一やわくとくふく。
まろまろ云ふとくとくは住上とあるもく。況の虚す
ぬすとくとく威勢をし私と位をすれり比へ、あく叙位ゆけり。

ちくわよも陽府の尉諸司の三公をもと伊勢にれをすと
六佐寺よりまもて四の在廳散住ひ。住上をゆる。案
も在麻とたゞソモ六佐寺といひたゞり。やまとを押てか
のゆくゆすり。ゆすり。ゆすり。ゆすり。
根をもととときあつた。六佐七佐の住上下の
階級と年貢せられて役をもととときく。バ石室外よき
ゆく矣改ナリ。

外位と正位上より少物位下までせ階あつて内位より又の
位階のすゝむと外位より又のすゝむとて
のうち位とくつ列をす。トモテ
よきよのすう。李廣の
制。視其官とくす。類取の因生。よまくより視ひよまく

かと外官者と外五位准五位より外六位准六位なり。
多き事しらずや外位と云ふ義は法令の主と外官
より多くへき料の位する故外と云外官と云。那司軍教
士医師をもとす大宰攝津諸國の主典がとく外官
それも内位と叙るより。これよりれど京にてか
陽する故に。禁令の主と云はば既て上京しては中の御過すよりが如す今
つまらぬ。圓より力をもつてすもあれば。又帳内吹貫人を京よそうちゆる
れど親王の家よりて朝廷より頭をう者にあられ
外位と叙る。外圓よりあらむとゆて墨朱を外とす。上件の色の人
必外位と叙る。選叙令と散見。すばせき。外位と

叙る。同令より帳内吹貫人若仕職事者改入内位よりて。義解。其内位改
外職者改叙外位也。ありとて二事。又外位ハ内侍官もしくは外
もしくは外。國造。某書ニ辛ニ月の史より始月國造外從八位昇遷より人
を患ひて死んで下りた。國造より下を舉る色の人。國史より見及
てマリとして能被とす下。祿宜祀。天平七年八月丁未八幡祝都從隼人
天平十五年七月甲子外從五位下。保因の齒長。宝龜三年三月丁亥陸奥國上治
曾乃君多利志佐授正五位上。唐古の齒長。那太領外從五位下。伊治公世麻
呂反。立。伊治公世麻呂別功の賞。天平十九年九月丁亥河内國人麻呂錢一千貫。越中國人礪波若志昌米
三千碩。奉盧舍那佛。知。日本是夫伊治公也。好學。篤道のれ。天平十九年五月辛卯。力田外從五
識並授外從五位下。前都室八接外從五位上。其妻久米舍人妹女。事もしくて頬ねり。外國より外位不
外少物位上。事もしくて和銅養老のひとて外官の人の外位
叙る。さて天平のひとて内官もしくて外官の人の外位
十月丁亥以外從五位下箭集。宿徐虫麻呂為太学頭外從

位下大神朝は虫麻呂為散位頭。あらてにつき、この
ときより常す。後世より外の傳承にて姓氏の凡
平キリと外位ノ叙とも事らずなり。江家次第叙位
の條云若下姓者絃奏向可叙外階。有終時後日改叙内位
トありて也。にがのじよ外階ノ叙ともりハス。もとし
叙位のを棄としてへなるのより。とくにつ
のひよりすまくちあり色。天平の位のみしら
姓を叙する事ともえす。天平三年五月丙子の叙位。巨
勢朝臣奈氏麻呂。巨勢納良又。大伴宿祢御助。佐伯宿
称人足。江原ハアヤのやう。息長真人名代。當麻真人。廣人。
支人。戸の井一。もとまこと。源氏。下姓もいひ。一。ちし。外官
支人。戸の井一。もとまこと。源氏。下姓もいひ。一。ちし。外官

ト姓の人に伊豆守よりアリ。ナリ。外位上叙
りゆの房もあらず。神龜五年也丙辰。外位上叙
すれど是日始拉外五位。外五位。叙位也。外五位
人也。小姓とある。ナリ。外五位をうそりたつには
り。外五位をうそりたつには。仍勅曰。今授外五位
け。もあらず。是よりあきよか。外位をハニ等。人等。
壽不可滯。此階隣其侍奉。將叙内位。豆為努力莫急とあら
ば。なゆべの外位連梯。にて。外官の内位。叙位也。外
し。けとハ未だ也。天平十六年八月。授蒲生郡大領
。外位下佐貴山公親人俊築。シモト也。外
位沒軒。たゞ源物すれど。又叙位のを嘗て。シモト也
。阿久の。シモト也。外位の内位。シモト也。外位の内位。シモト也。
シモト也。外位の内位。シモト也。外位の内位。シモト也。

月の史より子勅定外平位三祿廢陽壽科三月けゆくありて首尾行せられり。又シテあれくの位と混雜して叙もしく附めらるゝ也。とある多く孫文類聚三代極もく文書アレルノリ。校も。

熟位を一等よりナニ等までナつ候。官位令により。一等ハ正三位。二等ハ從三位。一等の最末後三位の上に。二等ハ正四位。三等ハ從四位。三者とも官位上の最高者。三等ハ正五位。四等ハ從五位。二等の最末後三位の上に。五等ハ正六位。六等ハ從六位。以上勅授文位と互り。文位六等にて文位より入官位より下てもうのより熟位より六等以上七等以下ときハからん。本・文位の五位六位の名めのこり。下ト一等條より。一等ニ考るの陽洋章より。既よりもを定められたる六等より下と同一もくべきを不審なり。七等ハ正六位。八等ハ從六位。九等ハ正七位。十等ハ從七位。十一

等ハ正八位。十二等ハ從八位。判役六等。あり。八等

軍ゆの賞のたりよ備へる位階故。熟位とくふす。軍防令より叙勲應が轉者。謂轉是不定之意也。假令元年行軍十級爲ト轉二年行軍五級爲一轉。類依其之定例。故皆於熟位上加若無熟位。一轉。授十二等。每一轉加一等。六等以上而轉加一等。二等以上三轉加一等。三等以上四轉加一等。四等以上五轉加一等。五等以上六等。七月假史。主授以勲級。本據有功え。文唐書百官志より。凡以功授者。鎮戍シテ城邑。按。諸邊。佐養。覆實。然後奏擬戰功則計殺獲之數。以功授者。主將帥の。よ。功者。殺獲を計る。戰士の。主將。わざ。とありて。げ下より上陣中陣下陣跳過ト。上獲中獲下獲と。上質中質下質より。各司を立て。これぞれを川合せ。

卷之三

卷之六

叙はを立つ。とくに軍功の賞とせむ。度量と
あらば大賞令ハ度量とされたるゆきれども、記載するもあらう。定めのま
よだか轉のはあらえりて、軍功の賞とせむとつふ平文をきれ。度量
の筋文を、御史より軍功の賞として歎位を授く。すなま事
えられ、あらゆる人へ事あれられを賜きく。載せ
可。すゆかよどりて文位をすうすり。は母より歎位ハ既とれど、文位をすうすり滿不ト
テの御し。後くよろきをつり。天平寶字四年の紀よ。二月丙寅勅。云々。陸奥
按察使正五位下藤原惠覧朝臣朝瑞等。教導森夷助。從皇化不勞一戰
造成既了。云々。宣禪朝舊特授從四位下。又ハ鎮西の義とれど唐書曰ハ
以功授者。云々。歎位とすもあらひ。入奉平寶字八年九月乙巳。杜康連愧
主校上忌守川田麻呂。從四位下。紀朝臣。船舟。從五位下。とす。島主と川田廣昌
とす。急足押勝。云々。訓儒麻呂を補くる。
貴。ねぢハ矢田郡考と村を蒙す。●
尔散見一たる歎位の人々す。○
其軍功を立つる人も

は東人を勲四等ともう、ナハトム。總持寺の紫衣も
ろ以功授者也あん。古事記の序よ太朝に安麻呂と
並て壽もあり、お雲鳳上記の郎司の連署。まゝ勤使へ
第ノルムナリハ必ノルも軍功の常也。まえ守天平神護
元年正月廿日の叙位よ正三位諱。光仁天皇。並按熟二等
サクこの熟ひき上。まく。まく。授位三等池上女王熟二等。女の熟
六人とのとくもえたる。その日の宣命よ。仕奉人等乃中尔。其仕
奉随狀治賜人毛在。けの叙位よ文位とも教あるひ。ひたま
もううて又御軍尔仕奉尔。礼苗依天治賜人毛在もあ。内軍
もあ。は後路の弟廢主のすと恵見仲麻呂伏誅のす。

はてこの叙人の事よ。第十六、和氣王。山村藤原藏
下麻呂ち。熟めらるまきもまくわ。光仁天皇。藤
原真摯。者備真備など。わざめぐる。軍の賞す。必大將軍と
必ずしものか。あやしくて。事途の國史。まほほほ。
必殺獲のゆゑもへきこもあす。が。仲庶氏。清反教矣。

ねの諸は度の書と竹見手づり給ひたりとすも令條尔
准據する。寺へ西三位國にて寧子町二孝へ後三位爾國
てサニ町ゆくわくや。令條よも主とし必住國へあもつき
くもも之。官位をもて熟位をうりある人。食封位祿いきあり。
食封位祿と今束ふ無故不正三年者則停給とあり。熟位を熟位の上すて
駕轉ちるはく。上の勞をひじりやうえ奇。出でばされはきりしる。唐國の割
度ハ永業田とて上柱國十二轉といふ。下すて下より一二とくま
三十頃。ナホトシふ。せ五頃。つも一減して。馬騎尉、武騎
尉二轉。六十畝。もて上柱國六二。官主の三位
國へ後二兵。あわれに正二兵の小業田四十頃。後二兵を
せ五頃。あれと熟位の位田をや減。一ノ里。宝國とてハい。

（元）案衣服令、勅位服色。其制不顯。即知一等以下、不
帶文位者皆着黃袍也。又慶雲三事之史、勅位者不着朝服。
制之黃袍的人、朱紫の如尔等。一、（元）事
有之。史、神護景雲元年二月丙寅勅。近衛將曹從
六位下間人直足人等、感奮風雲、奮激忠勇、超群拔衆、斬冠
減凶、朕以嘉其武節、賞此高勲、宜美服光榮、審儀標異。自今
以後、諸勳六等以上、身在七位而帶職事者、許執牙笏，并
用銀裝刀帶等。及元日、壽節、着當階色。一、（元）
刀帶五位以上的服色。三位以下全皆刀帶。又勅位一等小
二等、（元）銀裝刀帶等。一、（元）當階色。官位者當色。位色。小
事、（元）一等二等八儀、三優賞の事者をうへ。袍の色
考四等八源継五等六等八津継等。一、（元）

日を歲日、（元）他日ハ緑等。一、（元）そくは不
くれ事をけられんとて、何の事とふ事とも守らぬ
は位階ハ、（元）上れ世より化てうへぬとよすり。一、
いつと手を叙む人、（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）
も（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）
傳承（元）文、（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）
（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）
（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）

親王の位階ハ、一品二品三品、（元）不次第より差降にて。さへす
（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）
（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）（元）

臣下の位は、必ず尊くてすらまゝおもむき制度す。

近代令をとく軍一品を一位。二品を二位。三品を三位。従三位をあり。親王は四品とども。或公卿。五品とども。況あら。王ハ玉公ハラ。大臣より列をす。清々ハ大官幼子を仰て。某王とひびて。公でといどす。王より小称。公よりみりき。かへりて。親王をとども。以て。よう。續日本紀。慶雲三年三月壬辰定大射祿法。親王ニ品。諸王ニ位。箭中外院。布セ端。中院セ五端。内院セ端。三尺四尺三位。一箭中外院。布十五端。中院セ端。箭院廿五端。ト。ありて。や。況の。多く。ちづれ。ねだる。す。も。あり。これ。うそ。て。某王と。是。三品の。既。も。位次。玉公の。一位の。上。か。大村の。御紋ハ。きく。うち。の。給祿。不。も。さて。ハ。親王ハ。多く。玉公ハ。多く。宰相と。非。差別。す。は。是。住。り。ハ。別。奉行。の。崩次。す。そ。め。く。ハ。侍。ち。の。と。そ。く。は。況ハ。少。よ。も。だ。ね。と。さう。ひ。ゆ。人。少。く。ふ。く。く。も。れ。を。し。ん。と。寺。官。位。令。義。辭。よ。親王。称。只。別。於。諸王。と。あり。冊。一。句。よ。て。も。一。品。と。一。位。よ。わ。す。三四品。と。三。位。よ。わ。く。ほ。く。も。れ。を。し。ん。

一品一位の。的當。せ。何の。料。二の。名。と。なし。親王と。一位。と。ぞ。諸王の。一位。深。れ。り。や。せ。と。し。と。し。ふ。く。名。目。と。へ。じ。し。く。よ。と。諸王。と。し。ま。き。れ。と。か。く。う。き。と。ギ。て。一。品。く。諸王の。一位。す。り。と。り。て。よ。く。や。儀式。延。此。す。日。節。會。條。式。部。奏。錄。率。史。生。省。掌。寺。立。標。自。頭。陽。堂。北。米。南。折。十。丈。立。親。王。標。次。太。政。大。臣。標。次。左。大。臣。立。位。標。ア。拉。西。去。十五。丈。右。大。臣。標。次。大。納。言。標。次。中。納。言。標。ミ。シ。 次。半。と。し。の。來。の。ゆ。す。く。る。が。令。よ。元。文。武。職。本。散。官。朝。官。兵。義。辭。よ。左。右。大。臣。見。親。王。及。太。政。大。臣。動。座。と。あ。り。此。親。王。三。品。不。す。く。大。臣。三。位。の。人。す。勤。庶。と。く。は。も。く。も。

あまや何事もまかせし奉差しなむをいたる
もすはあくまへ何よりしてそめ此の源、官位
令よ親王、二品太政大臣、二品左右大臣、諸王諸侯正從一位
太政大臣、正從二位左右大臣とあり。宮、公卿、大臣と
一二品と一二位と云ふ焉。又一品二品と一位二位と卑本
えあひてハ四品親王、公卿尔あらずといふ者有き
アキナ故位田食封の差降りと云ふあるとして據て
あ況ありいて官位令のうちを既てば惑とけんも
事ニ元よりあせりと、親王たびとれく三公く一二品よ
當に諸侯と仰されく一二位も嘗て任人の品格よ

すにて同官を參する軍。されば。下より。武支。親王諸臣不寫
王と諸臣を左右する。親王大臣は多く。諸尊卑の位を定め
に大にいやして。相敵せたり。れど。諸大臣の位を定め
あらず。官よ後て位を定め。式部。又。諸王諸
大臣改大臣者。不得以親王為左右大臣。但得任省卿。
云々とも。よくある故なり。諸臣改大臣。親王左右大臣
よ仁とも。内大臣。親王上御。内侍御。坊主。さうれ
くすれ。三公。亦。官廳。あまきと改とも。内道
徳とも。儀刑。も。職。それく下。よろしく。難。い。
侍臣の下よつべきよ。わく。侍臣相國の内。親王を左右
大内。仰せよ。へ。省。き。す。書。す。處。ふ。處。し。し。大

臣と列席する。すまぬ。文納奉る。太臣の上
三川は、おもむかす。おもむか彼官たるも。親王とすゆ。同
よすれど。事の上と。肺の事と。様ふ。すれど。まわ
不す。必卿を用ひ。べき時も。君漢を代官とする例す。
儀式延長叙位の條不。卿式の。叙親王大輔叙三位以
上及四位參議少輔叙五位以上親王任卿大輔帶參議者
令權輔授之。には家族第。二省率叙人參入。先親王叙人の
次式部卿代に奉候る。もあらゆく傳て。法度の下もす。

諸王ハ天皇の親屬と。りせき。人しんいとす。

されば天武天皇の四十八階まで。親王諸王位階とあ
り。さて諸王と別す。大寶令より。諸王よ
く。親王と異なり制とわざ。はいと。人しんいとす。
く。はほよ。むねる事多。遷叙令より。應授者。親王四品。
諸王五位。諸王物位以上とわら丈ハ親王四品めぐらより。諸
王一位。小頭おとこ。諸王立位たて。諸王一位と行立
と。さうこそ。必ず事迹じせき。三位以上。公卿と
いをみりして。位次いせ。をり。すり。年とし。い。儀式
節會せつくわいの標しる。い。不す。次中納言標。三位參議。非參議三位
位。四位參議。少退在此列。次王四位五位標。次位五位標吹。在位
標。あり。公卿の傍そば。王氏の標しる。と。しる。と。

親王子從四位下。二世王以下諸王子從五位下。天子の曾孫。
三世四世五
也とあり。其五世王者從五位下子降一階。庶子又降一階。親
の曾孫なり。九族の中から天皇御子を除く者。天皇御子は五位より
されど継を着て諸侯と位次どちらにせよ五世の子より及ばず。六位によ叙せ。皇親の子
とすらしくともあらず。今條の叙法を以て次。慶雲二年二
月の格。史より。今五世之王雖有王名已絕。皇親之籍。皇親
正親同。あら諸王のときりそのすぐる名帳を
五世王と皇親よりひれり。この帳よりせしむ。遂入諸侯之例。顧念
親之恩不勝絶痛之痛。自今以後五世之王在皇親之限。其
義嫡者相承為王とす。されど五世王とも嫡子も皇親
看紫の五位諸侯正四位上の上より。史より。蓋高元年九月。法を改
う。貴嫡子とのりす。一位階の下り。本ニ五位。三位以下准六位。有
行はつき。ニ世王八位四位下より叙して。今條のまゝ史の叙位を以て。天平元

十六月の物。令集解。五世王嫡子以下娶孫女王生男女者。入皇親
之限とあり。六世王。義嫡の子より外。皇親とせず。但ち
慶雲の格條有る。二世女王の子の嫁子を除く。皇親
よ入りて。く世數を多くぢきり。いとよきより。わゆと。
朝の情を驚きよ似たり。次。神護景雲元年夏四
月辛巳始授諸王四世者正六位上五世者從六位下其朝服
用纏色と史より。六世の官服。いとわたり色。七位と
八位。いとしきとみぐり。へりて。從六位下と
あらうしまして。史より。神護景雲三年正月辛未。御
大極殿受朝。是日勲六等以上身有七位而帝職事。

卷之三

者始着當階之色列於六位之上。此六位之色也。六位之上者、此六位の上より下へ向ふ。其位の上より下へ向ふ。其位の上より下へ向ふ。其位の上より下へ向ふ。其位の上より下へ向ふ。其位の上より下へ向ふ。六位上のト後五位下の上す。官位令文あり。特ヨ格制も立たれす。みさうユを定せり。五位六位を殊カラ差支あり。大臣もあらへ六位の列ならばん。いとエリ。六位諸王着纁者次之此之を。後六位下の諸王。六位上の諸侯のよもじく。之纁也。小臣之令義解。三染。絛也。とあつて紳のよもじくすきとも。今朱綾といひて。并官檢非違使大夫外記史をもの着物色目也。まちまち。衣服令より服色白・黃・丹・紫・綠・方・紳・紅・黃・綠・纁。補・陶・綠・甘・標。此之を。如此之属當色以下。各兼得服之。まあ。是六位をも着ます。きもそり。王氏は侵して服色を換られぬるべ。一服色を換られぬるもあ。諸侯の

六位の上より下りあれば、六位より位下りたりとあらず。
引參堂を吳下へ。宴會席をくふす。は度の割度
八親の恩也。四世王ハ天皇五等の親九族の
じら之辱めらす。何事也。次よ延暦十五年
十二月九日勅今集解。皇親之儀事具令條而宗室之
亂枝族已寢欲加榮抑難可罔及皇以進仕无階白首不
調眷言於此實令矜憐其四世五世王及五世王嫡子年
滿廿一者叙正六位上但庶子者降一階叙自今以後立為
恒例とあり。五世王以下の從六位下にてあるをうそ
きして階を進みし。

の勅より。依令五世之王雖得王名不在皇親之限爰
遂慶雲昇居親限如聞禪高之輩苟矩モト微祿惟食庸流
名為已胤遂附屬籍以汚宗室徒遠禍於一己同流延贊
於七廟朕所以于寧遇於再三曾不改悟跡長奸鹽靜言
其幣深合懲清宜停後格一依令條云々とあり。され
て世數を令條より減じて四世五世王と賜纁の六位を叙
せし。十五年の格のものよりと並べて類聚圖
史よりの叙位を載せらるる六位の王氏を枚あり。
嵯峨天皇。三品姓を御す。一。親王の子の姓を御す
ゆきちきやくよをりて。男のときを源平をすすむも

嵯峨天皇のこうとすりてを。世数はすりて親あり。五
代より某王とすり。某王の姓をすりぬるものあり。
三世四世のをすり。天皇に降り断絶したる
より。とすり。さうして次に事の次第うらまくとす。賜
至祿儀もあり。男王の儀をすり。女王の朝との多寡カウカウすり
法師の位階を僧綱を置す。後し道徳を崇じす。
位階のけいとすり。天平寶字四年よりけ
て此事あり。そのてハ傳燈位あり。傳灯入位。傳燈住
位。傳燈滿位。傳燈は師位。大法師位と。次第昇る。修行位
あり。修行入位。住位。滿位。は師位。大法師位とす。

大法師より侍行を仰ぐも修行を経て昇る。一階、二支史より延暦二年、大法師善
謝と云ひられと廣任の位号を冠て號りや。延暦廿四年修行大法師崇與侍灯大
法師勝廣をもえて。と昇進す。棧根より通じて惠業、侍行、行業修行
と方よりさへらるゝ修行位を経て更に侍行を経るゝよふねく。各ハ
九階にて。も實は五階へ。これを俗位。あつもよ。大法師位
も四位。二色の法師位と五位より。下より史の文。滿位も六位
よ。住位ハ七位よ。入位ハ八位よ。あくまで。下より本文。上階と
判校と。もす。もあらへたり。大貴賤のあくまし。大法
師位と僧行中の一位となり。又位もあくまし。一位二位三位ハ
抄よ。職原抄のやうもまた。も。文。拾芥
抄よ。あらへ。拾芥抄より。も。延暦十七年九月九日。治
部省解。解。僧位。與俗位相當。僧綱牒備。僧住有

五階。入位。住位。滿位。法師位。大法師位。即准此。又無位。僧當。
八位。之位。僧位八位。ある。何事そ。う。よ。大法師。攝事。大法師。よ。と。也。銕位
入位。僧當。七位。住位。僧當。六位。滿位。僧當。五位。五位。五位の奏授也。
ある。へきう。称。字。の。う。も。入位。住位。滿位。と。似て。法師位。大法師。住位。僧當。
印位。と。お。や。う。も。五位。六位。の。差別。と。楚。隔。を。も。は。す。も。異。そ。し。し。
六位。法師位。僧當。四位。大法師位。當。三位。已上。と。よ。も。か
た。入り。延暦の。じく。失謬す。き。も。す。文章。も。右。粹
を。す。い。詳。文。と。偽。造。す。り。も。も。も。わ。せ。も。あり。て。
多く。も。て。採。載。す。ひ。え。は。次。よ。又。一。義。あ。る。ハ。善。の。活。院。公。卿。を
僧綱と。同く。幼。無。行。立。す。事。わ。る。へ。き。あ。る。も。何。位。あ。く。も
て。し。か。し。用。を。ま。事。そ。と。ほ。と。の。も。残。の。か。を。す。て。や。と。

傳打法師住一、滿住一、住住一、入住

誦持法師位一、
護持法師位一、
住持
この位階を用ひれども、二を力修すや

以拔三學六家就其十三階中三色而往并大法師往准勒

授位記式。自外之階准奏授位記式。勅使ハ官位の位を。考文叙
位節目。真到別紙。御文解。一ノ事もあらう。いてしるへまく。
勅報曰。省奉表。智眞示。勸誠。編徒。實應利益。分置四級。恐
致勞煩。唱持三色。四級を分量て。各称多くて勞煩。すんと。すく
えうき文たり。故其修行位。誦持位。准用一色。す勤。誦持位。用
られり。修行も補持も。一ノく。業。これと不為數名。若有誦經忘却
令さん。併し。努力する。より。す。戒行過失者。待衆人知。然後改正。但師位等級。宜如奏狀
所持位。大師位。勅授滿位。とある。を本般。とて。今ハ。あらざ
れ。此外よ天平神護二年。修行進寺大禪師基真。といふ。
あり。回史。さうの位。不。う。よ。ま。可。臨時の外。す。

天長九年、曰講傳燈入位僧、定とつふあり。類聚圓史、この
因縁ハ何の事かわんやうす。又俗位を授ひたるより。
天平元年八月發奕、又勅廢僧道榮、身生本鄉心向
皇化、遠涉滄波、作我法師。加以訓導子出令獻大瑞、宣擬從
五位爵仍施綠色袈裟、并位祿新一依令條、史官書入。
二色九階の位より、方丈丈、三才位祿りて、人詔はは位あり。位不あ
うす職あり。位は四位上あり位す。擬六才、也と、天平神護二
年十月よ圓興禪師を授け。基真禪沙を法叡議大律師とて、正四位上を授け
り。又史官黒衣宰相とて、萬機預參焉。よ

之道鏡、改名みどりやうそ、くもりやうそ、神護景
雲二年大尼法戒准從三位賜封戶、大尼法均准從四位とい
ふ事もあり。又、之を道鏡う同般すと、得るとし称す。た
ゞ、五位以上不在食封之限とあれど、令は均々食封を得
たり。捨家弃歛の比丘、尼、不相應す。天平寶
字二本の文、外從五位下僧延慶以取異於俗辭。其爵
位詔許之。其位祿位田者有勅不取といふ事も、志ある
僧へ還俗、なまくして快もあらむ。しらし
もか別義をもつて、ちてちよとも通覽する。佛道、真業
と崇ふるやうりん。傳灯位は叙し、そのを多くて修行

位を徑下へと梯子あり。貞觀の史は傳位は師位大位傳位
類聚國史。修行は師先曉。一傳行傳行法師、定長。
年。方と同くもあ。修行傳行は師位曉福。貞觀三年。傳行
修り賢大法師真如。^{傳行修行ニとある。延暦廿年。}
ちとゆふこと。くて傳行位アリ。断絶して傳行位の
ヨナリ。入位位位よ叔也。ハオクテ。滿位よりきひ
事とあり。ナリ。ハ位階を容易にす。モ。位以下
位と三階ナリ。史^{三編}。詔書類聚。貞觀六年二月十六日。制
定僧綱位階。詔曰。國典。載僧位之制。本有三階。滿位。法
師位。大法師位。是也。^{本制。二色。六階。三階。高めの方は。まろを。やそ}
奏請の文を。え。ま。う。室を。^{制度。い。と。く。ま。う。奏請の文。く。されたり。は。今}
ナラ。有司の深慮ナリ。僧綱凡僧。同叙此階。位号不分尊卑
普通の位は印三位。法眼四位。法橋五位。凡僧六位。凡僧八位
五位。ナリ。寸位。法眼。法橋。五位。凡僧。六位。凡僧。八位
え。ま。う。差別。も。四。ナリ。ト。リ。少。西宮記。裏書。延暦八年
十月廿六日。左大臣定奏。鑄清司所進新鑄依例可班佛
神事。ナリ。廿八日。左大臣令申。ナリ。一日奏。僧綱可給。奏狀
僧紳一人。僧都准四位。^{相當法眼。律師。准五位。あ。あ。は。僧。仰。依}
律師二人。僧都准四位。^{和上位。僧。仰。依}

卷之三

卷之三

御橋上人位の上人よあき。禪師國師坐と私よ称呼を設て公不
一家を設たるゝゆえ。禪師國師坐と私よ称呼を設て公不
往やせし。やで勅許あり。うそてか實れし事より。
チヨミ言天名すと鷺風を具へられ。御堂の令
旨。次第官どり。伴師。少僧院。榜大僧
院。は下をも。沙汰せらる。と
まく。寛平の承宣旨。沙汰せらる。と
とも勅。て傳ふ。ゆに。日。今旨の官を用し。榜大僧院
は下某どり。榜傳。いとせよ。と宣下ある事。されば。公
考方。し。とき。も。す。されと傳綱補仕を役見
る。尔今旨の傳綱。ある事。不。
神階。四兵。上属。文德寅承。天安元年六月壬辰。在五位堂
備中國。里兵吉備津彦神。役至此。

七宮陽山六位上一陽すにて十九階あり。これ令條の制度
もす。天平勝宝元年より東大寺八幡宮より位階をもつて有
そけめくわたり。史十二月丁亥大神御宜佐太廟
臣社女拜東大寺天皇太上天皇太后亦同行幸。同
奉大神一品比咩神二品。三年正月戊子奉幸。一品
八幡大神封八百戸。位田八十町。二品比賣神封六百戸。位田
六十町。一品八十町二品六十町。ある割度の數と云ふ。田令より。
里崎ノ神田神封をよせらる。きことく。はばはよ。所
ゆゑかとせられぬ。外位を内官と取。熟達を要め。是き今
なまい。上の六位上と云。僧侶より三毛内官を量れ。かく云ひ。人情を悉
く有。尊卑の階級と云ハリ不きうと云。すとより也。

格式を立。しむりあす。堅固の列儀。すとくて
寶龜處。唐大國弘仁。を。と。事。を。と。天
文院。承。厥。而。嘉。洋。貞。觀。元。慶。神。陽。の。叙。位。敷。し。ら。も。
多。と。ち。せ。度。し。神。封。舊。田。の。さ。と。と。く。て。と。て。神。上。位。陽。を
授。す。位。田。を。寄。ら。う。科。今。ト。人。あり。仲。修。小。寺。の。細。ア。ア。ム。
整。づ。り。や。と。今。の。サ。リ。ム。キ。事。を。と。す。と。主。は。よ。す。位。田。食。封。公。薨。年。三
十六。して。收。公。せ。ら。く。ゆ。ア。レ。限。あ。る。を。神。供。承。代。ち。る。が。能。シ。一。寄。う。お。れ。し。
容易。の。よ。う。あ。す。と。て。一。日。と。故。西。社。叙。位。を。れ。な。り。と。あ。り。ほ。う。う。く。い。れ
新。叔。が。侍。し。合。封。舊。田。と。し。と。も。そ。れ。と。天。下。の。戸。田。
半。と。過。た。房。不。と。一。早。え。ハ。不。通。り。既。た。も。
神。く。は。尊。卑。の。階。級。と。そ。と。王。と。と
神。ハ。神。代。の。尊。卑。と。人。は。の。階。級。と。列。物。を。り。

内記式。神位記式也。無事基神。今奉授某位とある。位と字
奉字を加へて之の位と云ふ。ナリ。位と字
も。幼名行立の次才から神ハ神リ。あはせを親王
ヨリはと肩負ひす。神をつねり。下上直下
退り。ゆきゆきわらも。位仰く。奉る。今より
もあす。上お下退り。小もあり。位の有りき
アリ。上より。きや。めのつゝよ。称呼し仰
も。また。仰き事。少く。親王。仰く。諸位の位より
ヒテ。神位の五位六位。おきの一罪よりす。と
きく。おきます。されど一見親王一位大臣まで六位
の神を拜。よ。多礼よ。神を神。神を神
人々人差別を嚴まよ。經信母集。宗、融院

母の力へ告げても心附へぬ。ひ
通すも母が納言す。ふとわめとしよ
とあきだまくらりそむか。はくうへて、うへて
うけようのこもるのかくもく。うそをほや。
うあわやくわくわく。岸家。四住と二住は車
よりありす。おどと扇二住。一住をへ
た。ゆせは一室院。ゆせの二住
太政大臣より。大内二住といふ。神
あちまき。おれと車よりやります。へりてたえす
かし。神。うなびと。アハハ。母はまとてた
よ。うねとある。をうち傷事。うねはまほんがよん。

位以下逢一位五位以下逢三位以上下位以下逢四位以上士
位已下逢五位以上皆下馬餘非應致敵者段教とえき人をも
外すもあらゆる長友
内御伯叔兄弟舅ヨウ列ハハ皆不下ハセトあるより奉れと神
事ハシマリ人ヒト類ヒトツを多くハシマリす位階ヒトツの本文ヒトツと
満ハシマリきよみす今ヒタチの事ハシマリを北野ヒロニのヒトツを也
すハシマリ。門外ハシマリ一條ヒツヂの小路ヒツヂ神境ヒトツより下馬ハセ車ハシマリ
まハシマリす。まハシマリ定ヒツヂの下車ハセせり。人ヒト多く精引ヒツヂの敵ヒツヂ神ヒトツをも
仕ハシマリ作ハシマリりん人ヒトを絆ハシマリせられんハシマリとハシマリ神境ヒトツよわハシマリし。凡
人ヒトももせハシマリんハシマリ不敵ハシマリも事ハシマリもあらず。今ヒタチ人ヒトも
一位大臣ヒツヂの第宅ヒツヂの前ハシマリ不ハシマリ下車ハセして遇ハシマリり宵ハシマリをま

次式文ハ途中も親達ひるははく列矣ト
セシム。又納あらば五位以下也。又途半の礼
節にて焉せん。下馬の例より。三位の少納言。二位より下
るせしもハ非奉議の三位の上へ大抵よりて、より上の長
官式文より應致。敬者もある人。下馬せしもす。あり
やけり。又式の下文より應下者。乘車及陪從不
とあり。二位と四位との凡て。主を下車せしもの
まゝ。いづれあるべき事似。神と人のほんを考
みて。下車せしもの。けがなき。而乃ち。事
くア。上なる者。ゆすり人。傍々をあやとり。事

ナレル。後世。いまとあやとり。そん。神より奉るを
幣也。し。下馬せしもの。御ゆふ。仰御せ。祈
奉穀奉幣。尔願り。徳也。ええ。くわく
只類懸闇。ち事。ナレ。神と神を。さく。はす
事。ナレ。神俗人。附。を。故。立。よ。し。そ。是
は。神を。し。やま。い。り。あ。ま。の。お。う。と。事。し。いて。き。そ。め
つ。お。本。ナレ。日本紀。ナ。も。た。改革。よ。改。五。事。の。引
あ。事。と。こ。そ。室。五。孫。命。お。う。み。す。き。か。れ。神。ハ。神
ト。ナ。レ。ナ。テ。奇。く。妙。ち。り。の。う。わ。れ。だ。や。ま
ト。ナ。レ。ナ。テ。奇。く。妙。ち。り。の。う。わ。れ。だ。や。ま
ト。ナ。レ。ナ。テ。奇。く。妙。ち。り。の。う。わ。れ。だ。や。ま

卷之三

まことに此の事は
心の感の深き處であつた。六度も

文化二年五月廿三日
國子祭酒司馬文正公
之孫也

毛利吳古屋本町通七丁目

石原志麻門正明述

永樂屋東隱郎

書肆

古事記傳

附三大考
目錄類字

四十八

薄用摺十五冊

古事記傳
三 大 考
附 錄 類 字
四十八冊 薄用摺十五冊
世日どみきみよさくは天アマニ四皇ミタマニ應アメニ和ハシムニ本ツクニ
木本ツクニ難ミタマニと上勝アマニ尊ミタマニ勅ミタマニ武ミタマニ十ミタマニ小神ミタマニ合ミタマニ文ミタマニ
の書ミタマニふく此ミタマニをくミタマニ小ミタマニき語ミタマニ天アマニ三ミタマニ至ミタマニ天アマニ命ミタマニ古ミタマニ
先ミタマニ紀ミタマニ書ミタマニ味ミタマニ記ミタマニ敬ミタマニ吾ミタマニ拜ミタマニ國ミタマニの皇ミタマニ代ミタマニり皇ミタマニ御ミタマニ事ミタマニ
達ミタマニ名ミタマニハミタマニ國ミタマニ史ミタマニ舊ミタマニ御ミタマニ元ミタマニまミタマニ代ミタマニ記ミタマニ
儒ミタマニ宋ミタマニ元ミタマニに辭ミタマニ其ミタマニハミタマニ之ミタマニを辭ミタマニ口ミタマニ明ミタマニ山ミタマニ下ミタマニ小ミタマニ人ミタマニ
佛ミタマニ書ミタマニタミタマニめミタマニ身ミタマニ若ミタマニてミタマニウミタマニの授ミタマニ天アマニるミタマニと至ミタマニ總ミタマニ目附
の多ミタマニ集ミタマニらるミタマニのミタマニ經ミタマニ皇ミタマニ國ミタマニ以ミタマニ中ミタマニ足ミタマニ三ミタマニ
見ミタマニけミタマニかくミタマニ皇ミタマニ實ミタマニ國ミタマニりミタマニれ上ミタマニ卷ミタマニ所ミタマニ卷ミタマニ
解ミタマニれ引ミタマニい趣ミタマニ國ミタマニ餘ミタマニのミタマニにミタマニ乞ミタマニ和ミタマニ神ミタマニ謂ミタマニ小ミタマニ
小ミタマニそミタマニ易ミタマニ今ミタマニ小ミタマニ國ミタマニ古ミタマニ生ミタマニ撰ミタマニ柳ミタマニ銅ミタマニ代ミタマニし神ミタマニて
て此ミタマニもかミタマニ生ミタマニ傳ミタマニ出ミタマニ錄ミタマニ田ミタマニ五ミタマニ凡ミタマニ傳ミタマニ上ミタマニ卷ミタマニの卷ミタマニ
取ミタマニ記ミタマニれら大ミタマニに奴ミタマニとミタマニたミタマニ間ミタマニ年ミタマニ三ミタマニ卷ミタマニの卷ミタマニ
あミタマニどに異ミタマニるミタマニた窺ミタマニらミタマニ先ミタマニ禮ミタマニ太ミタマニ十ミタマニ事ミタマニ
つミタマニ及ミタマニ幸ミタマニ知ミタマニむたと朝ミタマニ四ミタマニ德ミタマニ天アマニ
外ミタマニ古ミタマニれとミタマニ支ミタマニよと人ミタマニまミタマニ臣ミタマニ代ミタマニ德ミタマニ詔ミタマニ地ミタマニ
もミタマニされ事ミタマニを喜ミタマニ由ミタマニ皇ミタマニのひミタマニ安ミタマニの犬ミタマニ初ミタマニ
もミタマニれミタマニ記ミタマニ既ミタマニと國ミタマニかミタマニそミタマニ者ミタマニが御ミタマニ皇ミタマニ神ミタマニ發ミタマニ
しミタマニくミタマニ釋ミタマニ事ミタマニきミタマニ心ミタマニのミタマニきミタマニれ常ミタマニ俗ミタマニ記ミタマニ武ミタマニ天アマニ
しミタマニもミタマニ同ミタマニりミタマニ支ミタマニ得ミタマニ也ミタマニりミタマニ小ミタマニ謹ミタマニりミタマニ推ミタマニ鶴ミタマニ
みミタマニれミタマニ釋ミタマニ讀ミタマニたミタマニ神ミタマニ眾ミタマニ先ミタマニ上ミタマニ謹ミタマニ古ミタマニ奉ミタマニ古ミタマニ天アマニ草ミタマニ幕ミタマニ

速取て世事ふ國きたる年四終せ元日二
日合御紀史の小古も年て明教人
金せずすあのみの巴さそ語く小前此天紀小
の又後御用と西のとれ成歴古皇にも
天性人曰書ひまれのよひと事和や
よりの事た此ふともう承りし本記銅
古傳本記り悦うよと書き續書と四とて
降語韓紀ハモヒラリして日の撰年以帝
ア拾と十し名し此ニヤ漢古此本序銅九へ紀
坐遺のち卷をとて記し學の古紀丸ノ月ビ及
時をも聖ムだどのまこと實事取小め十二は
のしの傳轉ムラリするのう川記詔見取八つ古
トキカ太せもをみるアハキウタ日シ諸
と取し子ららうキヤ日丸文字日ハ太也モ更
五きてのれぬりみ本行このれ本向朝セ
れりも撰をも世の紀くよ支られ續五臣小記
春但事タリ多々のとハレヒヒセハ年安傳定
尾シ記いそし人見美て失か此同正万ミシ
張三ミシの以彼ての何々記天月保らメ
連の日真大とハ歎更じらヨ皇廿みけ
物卷本の畧聲の正史も近り此八詔
部の紀紀に又えも小か勤吉ハ養日か
連饑と小今田代きゆるたま八老功に

と百子一々され國いた舊事六やを傳へ夫ひそ
心蘓書をより小えは事上彼とき成高都
我しバリ國を史紀國上彼とき成高都
も部馬の日本史此の史代の考と就よくて
の并予本きとろ書りの大漢傳志度
ふが大も紀小難や其首簡書されとの
る民臣の修既てう卷二小みなしき云妨
べ寺數撰く言ハ小書日もと難が一古に
し本と多の史事日論敵と本本易じ名せ人の
又記もし頃と本難と書文詩載らの本を
元とにさハリ記紀あり紀と書てを大曾
武錄元て古てさよりばかり春晩普た著有り
天皇御記記し允先しりに秋通る述の來
皇記古あさむ恭卷て聖後等の小學がけ
及天まきし天首此德世の注普してを
國皇とけあ皇古元小傳解してを
小是記ニあひと四記事子傳小吉古凝と
川今四十り五六八年興記のと記事し本
鳥連ハシと朝ハ等小撰や一體に記三居先
皇伴年知延月に傳たりり哉め注十先
子舊造聖がれ小始總かまふを同る解餘生
等事國德しもて論へ意を古年深
十紀造太くりこ諸にれる也るか事以凡く

歲之寛政四年六月三十日
傳成中卷
歲之寛政四年六月三十日
傳成中卷

此書ハ道トソトベ論トシテ又ハ神道の本意と本
文小述自注せられたり古人未發の明義にて當時より後々

まで諸家小おいて議論既りをきどもハ皆取れられぬ處
更にて此書ハレモ学者以歎記して常小口傳後世を教導
極り敷要の大章多り

二卷

安カ保奏上の序文と載てくらへ解る次小系國二千五十三古事記
きりの神人の系譜小一て間論注と加ふ

天地初發の段

神代七世の段

三

かのこウ島の段

四

大八鳥成出の段

五

伊邪耶美金御石隱の段

六

夜見の段

七

柱貴御子御事依の段

八

御宇氣比の段

九

須佐之男命御崩備の段

十

須佐之男命御被避の段

十一

御賀麻の段

十二

須佐之男命御嘲いさらの段

十三

須佐之女御子御詔別の段

十四

須佐之男命御嘸の段

十五

須佐之神御妻阿の段

十六

手間山の段

十七

天石屋戸の段

十八

根堅洲國の段

十九

御射箭の段

二十

大若日矛の段

廿一

日向宮御鎮座の段

廿二

日向宮御鎮座の段

廿三

日向宮御鎮座の段

廿四

日向宮御鎮座の段

廿五

日向宮御鎮座の段

廿六

日向宮御鎮座の段

廿七

日向宮御鎮座の段

廿八

日向宮御鎮座の段

廿九

日向宮御鎮座の段

三十

日向宮御鎮座の段

卅一

日向宮御鎮座の段

卅二

日向宮御鎮座の段

卅三

日向宮御鎮座の段

卅四

日向宮御鎮座の段

卅五

日向宮御鎮座の段

卅六

日向宮御鎮座の段

卅七

日向宮御鎮座の段

卅八

日向宮御鎮座の段

卅九

日向宮御鎮座の段

四十

達あ諸割ち皇世同御世やのの体朝此山
のと元通ふの継書小の荷万大仰か万
説公のそ御かには意田葉成とへ萬葉
河と慶説古代物高せれ大考られに萬葉集
れ古迹尔へれ譜野がる人にも少く
どいのそりら小の巴小疎万も種遊上
加ひ後孝りん見御御御限のものと
茂又は識いと田時とつう數子也の天雄
翁諸歌天ひあさ大考集れいのの歌引器天皇
も兄の皇皇つまれ皇難もとく多萬葉と廣島の
真の公のたのたふ事高歌中やきくとくきくとく
万葉あれ奉小ののの聞人葉も號人小集
葉集らをく也御大え字くとく號人至も
とくに或撰實諸時臣じとか言ひて至も
いやてて小兄す撰の借いから所
ふと家まさのり葉集えれいと謂で
えい持へて大せられたのれて加古長
今ひ御望り御前はもと古御後
御種のさりの聖人也葉と真の短
ら々増進と撰武ア是葉も御歌寧
ニ先ふかと見ぞ天みゆと旗ふ翁葉集雜樂

萬葉集畧解

三十二卷

薄用摺十卷

廿九卷	日代宮の段	丁	志賀宮の段	成務	四七丁
三十卷	三十一卷	三十二卷	三十三卷	三十四卷	三十五卷
三十六卷	三十七卷	三十八卷	三十九卷	四十卷	四十一卷
若櫻宮の段	高津宮の段	遠振鳥宮の段	宍穗鳥宮の段	宍穗宮の段	宍穗宮の段
高津宮の段	高津宮の段	高津宮の段	高津宮の段	高津宮の段	高津宮の段
多治比宮の段	多治比宮の段	多治比宮の段	多治比宮の段	多治比宮の段	多治比宮の段
他	檜	廣高宮の段	朝倉宮の段	近振鳥宮の段	成務
田	宮の段	宮の段	倉宮の段	鳥宮の段	美六丁
宮の段	宮の段	宮の段	金箸宮の段	金箸宮の段	金箸宮の段
奈岐	奈岐	奈岐	大和宮の段	大和宮の段	大和宮の段
岐	岐	岐	神木鳥宮の段	神木鳥宮の段	神木鳥宮の段
奈岐	奈岐	奈岐	池邊宮の段	池邊宮の段	池邊宮の段
岐	岐	岐	小治田宮の段	小治田宮の段	小治田宮の段

板元

尾州名古屋木町通七丁同

永樂屋東四郎

源又。。。たまく本とひそれいのじと
船此古拾人吉もすれ居てやつ次し
弦琴葉穂の本もも先あとよふか今
の解畧本を東 そら生け人してよむ七の
未作類跡てとれ るびのつゝて 一せ以三
人者聚ひるるの て○説きの翁 九下と
又橋おほ古の一本え 附枕とおは漫加例は今十
又千の者本校本から 錄詞とまひ後茂小新と四
け蔭の日い合ふも。 小のうと出小翁も久同と
ると書外書活注法上直記ものうじい
よ脚つまふ字とハと例の处家いきか今
しけり古本本より 紹来小に達小の事くの
文ひうと生葉本と上し様の器い合ふ
と上し様の器い合ふ
橋も波多要。セト
要例の祝集官本の 〇由蔭又すうて・始や五
のを波多本の 〇平田茂翁を代姓
ニ春世妻のし近本
十海泰波本記の
卷續の1書ふか伊
田道写と上抄本
卷序と加全國
いれす呂ふ思とのつ本の

十卷續十持、上うれ他大と十二四るら十
九と卷九家戯娘なり夫子舉一への千〇さ卷
とし故は集笑手りかのて十三卷三物の
ト今とくの軒の今と家卷ニ(ニ二百哥)よ内
一の微家中と贈のり集と上集もじの十員し小
のを細持小の和十て今結小玉宮卷首のと六
卷と一のもと今五此のびれて風きくや事い卷
十九数家やとのの二十七から大とけへいり
の今東ある十卷卷のる「体長」はにり雲て
今卷のめらう六八と卷ふ六奇引紙○御上て
のとすも中の新う十のと時卷加抄の其
ハシと新今に卷羅とのべ卷紙の度に如餘
と今ヒミの河ののを卷しハシと翁叫くと
十ののだ三。村前御す、今今手し新十諸
二九卷。卷玉後使し部のの四今に三兄弟
とととみぬ大山の誰を五十のの改百六と
し十のりハ津嶽哥と聯の四卷十のり
今のが山の五三。ら五撰の
の卷の走り持る中人くは卷の卷と首小
四と仕向、十の山の集。古卷とた袋治の
としどかに七八小宅集ふ上さきハ三弓車定
十今ハ茂十のて守りて憶東会の卷紙で
三のの翁の家中持と良の哥の卷次ふり

彼かてより假注訓次第書もて末
小字哥事字解と小成對
失、暇と外の記在せぬびと此
い入解くて謬正例る橋教へ正て同
此りく大聖誤也行きの也卷首よりて同
其小簡遊たりの也○此書首よりて同
解の益をきき改め事書め言ひ識志叮嚀答
く家園歌つゝ嘆解寛解下年正月十七日小稿
全の珠綱書き太政官解寛政十二年正月十八日
備付書初覆し政三正月三十日小稿
し譜のり書心極題年一筆
と少代前編の勤めれ三月廿日立成三
と少西側の勤めれ三月廿日立成三
と少記費と少立成三月廿日立成三
と見得此處に少立成三月廿日立成三
得過風野易し少立成三月廿日立成三
れ小都にて校の間あ日
を讀むしの平諸！にらよ

板元

尾州名古屋本町通七丁目

永樂屋東四郎

三大考

が御東通小神のの大の此う細のに鈴屋
一の々遠來代西興とてう三りに傳る
跡西に往の洋小御は大後讃小初翁門人
さの○本傳のしを地考小明玉發人服
で國かたの測てる以小平めやす
し居る算漢小泉原萬來ひ
変の先生のな工のへがて廟の深
としの曲の如ふ旧た相述翁大く如浦
めり蹟なると如諦のらの疑教成著
づくとこくと号五れ著を得堅の
らいさも従うれハシ小つと水て天
ク小や此は小じれ表るしらも解夜た地
年し定教も○と裏べてむたく小る國
ト之深と此神是えせけ佛考とる新は
考よく熟三代便と書賞鑑る小での
へて物堅大少能但中にゆ神前五十の
出いよき魂い然後佛前地折付の趣
たまくも佛天に世説水三と小國とか
るとか露互地さにと大云發と神乃と
加えむ不ら泉る開ハ風と書の説代其
もとす審で相べけ天とハト卓け岡生
くむよきと互きよ地四天專論委有出

毛しくも教出らうもかくして毛と高天原も夜之食宣
をいふくしきくまぬくハウビビぬきええと稀セモ
毛て古事記傳十七の巻の後半小附りある

神代正語

三冊

て、いきしうのたぐい
異なると別」云げて又もかくもあ
はれたり更も書紀と取て古語よりへりてあ
げての二神名地名をべて物名え
りて文字可考ると思ひ
し先祖正語と云ひ此の初學の尊
しつゆけらる也乃り神名地名を
し手を訓注と附清濁のさざりを嚴重
て古事記傳と上む時至學業の本末
の本末あるにしく輕卒のうやまらぬ
人栗田土満序横井千秋主跋あり

出雲國造神壽後釋 二冊

社
音年々二月三月正月
延小參て物献りて神壽といふえと奏
うてとめの夏小うちばとの神壽の詞
詔の部小載られて詞と調といと古く他書
の傳す残りいえじくえてたき古文
章されば加茂真潤

翁の祝詞考小深くめてまふとみてれを鑒すにてぞ祝
詞ともじめ万の寳と大きつべけもとをうされてよ
翁すいよ尊ぞれて此書の後の注釋といふ更小て次
されとて○後譯とく祝詞考の文と理と自己聰明の新説と微細小記さる○
祝詞考の誤りと理と考の文と理と自己聰明の新説と微細小記さる○
寛政五年九月出雲國造俊秀主序けり同八年刻成

御遷幸長歌

折本一冊

天明八年正月晦日内裡起上寛政二年新内裡造營成り
十一月九日遷幸生しゆり翁今年六十一歳都小上
御うづぎが大御よとびと見奉りよまれにう哥并
死哥二首なり御前列のよりとさよ眼前小見るごとく
たまさうかよひたま古風の長篇にして長哥よひ手本大内よ
たりよひて木に附り大館高門御遷幸とえ拜まぬ田舎人の

三代調和歌類題

冊

もの類小研ごみち哥月や風代調の哥みと歌題
とえ城題隨葉す人き大約あとしくもとを代々べて後撰
とる本居大平美石實相院古巣定先刀と原うり代類集もも拾
の序文よりづ自ら書じるの題とら実ゆ拾
から登しのよて作へいねもり遺集
かのゆしき子る書ぬきの三色の鏡もく代
今しる夏とくハキの時代か鏡もく代
や丈支いこと能出勅つめうみと歌題
都とし哥小すえ古玉の者とこ意大
都四年あくもみ河季ひ六き哥の家と
もと文意は縣怡また卿大音と同
哥道盛

じ小
じ大行ゆき
かぬまとすこて
じまくにすこて
の見
跡あざれる
へき
数すう為め
害さへの
多きも
類題るいだいの
し
尚まだら三
みん代みんだい三
し
し
跋ばくあ
出で來き

江戸職人歌合
二冊

東北院職人哥合鶴岡放生會職人哥合うどんの風小倣ひ
江戸當世の職人とあつめときらゝ七月十日淺草の観
音堂小通夜一ヶ月く恋れ題もて哥よみとろど左右につ
ひ名主自ち哥よえ判者よもろもて勝負とつけられ

やうにゆく可も。しれう戯筆にて難陳もあり。哥も例の
ごく俗談をよじふあるが、今の大狂、哥者流のえせ哥も、も
あらぞ上手の口つきいちらちりく画も加へれど、かきの
さは見るがとしむや。

一 番左名主 右大屋

二 番左儒者 右医者

三 番左八卦見 右人相見

四 番左ひらそ 右願人

五 番左青物賣 右魚賣

六 番左虫賣 右苗賣

七 番左馬方 右車引

八 番左虫服屋 右やまと

九 番左女郎 右船錆頭

十 番左皮鷲 右眼烟

十一番左織多 右毛食

十二番左意者 右茶屋

十三番左猪牙舟こき 右四ツ手駕かき

十四番左嘗兵衛、御子右軒業

十五番左そもや 右湯屋

十六番左紙屋 右さる貴

十七番左酒屋 右餅屋

十九番左筆結 右経師

廿一番左疊刺 右石切

廿三番左付本賣 右幕賣

廿五番左念佛宗 右題目宗

けろ序ありと正明の奥書り。右江戸職人哥合
文化二年七月十日淺草寺小於て。書をみ所うて莫過き。小依て傳写と。也行り。磯部千見開
藤原春季因してきて。こもと賜ふ珍重。守ぬ爲に。南櫛屋。文化小過。也。之は珍重
封をへき比世も猶。四山賊もえ。時織人とくして。文
浴せしむ。舞の民。小勝きるもの。か重て珍重

玉勝間附目錄一卷十五冊

是れ
隨筆尋^トしてや^ハす。本居翁^ト
華^ト常^トよりよ^ハれ。文化^トの
文^トし換^ト人^トはる^トのすつ^ト翁^ト
化^トてう^ト比^トと^ハれ^ト風^ト沙^トつ^トの
九^ト古^ト書^トし^トく今^ト道^トき^ト隨^ト
正^ト月^ト書^ト重^ト新^ト昔^トに^ト小^トも^ト華^ト
植^トと^ハあ^ト寶^ト讀^ト舊^ト鄙^トい^トう^トれ^トら^ト若^ト年^ト
有^トり^トと^ハま^ト教^ト更^トと^ハい^トい^トい^トい^ト
信^トと^ハめ^ト小^トと^ハへ^トの^トと^ハい^トい^ト
跋^ト○た^ト中^ト尾^ト始^ト事^ト讀^ト
云^ト小^ト寄^トひ^ト書^トふ^トか^ト事^ト書^ト
土^トも^ト雅^ト古^トを^ト土^ト七^トに^ト書^ト
畧^ト記^ト嘉^ト學^ト俗^トみ^ト觸^トの
此^ト錄^ト云^ト者^トよ^ハら^ト度^ト
よ^ハの^ト書^トの^トも^ト習^トい^トば^ト見^ト抄^ト
之^ト形^ト體^ト為^トた^ト何^ト花^ト開^ト錄^ト
多^ト金^トよ^ハと^ハ紅^ト行^トあ^ト
そ^トし^トく^トえ^トが^ト定^ト葉^トも^ト

發行

書肆

京都御幸町通姉小路七丁目

菱

吉野

屋

孫

兵衛

同 三條通御幸町角

春

屋

仁

兵衛

同 寺町通三條下

中

屋

治兵衛

同 四條通御旅町

須原

屋

茂兵衛

東京日本橋通一丁目

山城

屋

佐兵衛

同 日本橋通二丁目

岡田

屋

嘉七

同 両國横山町三丁目

和泉屋

金右衛門

大坂心齋橋通北久太郎町

河内屋

喜兵衛

同 心齋橋通安土町

河内屋

和助

同 心齋橋通博勞町

秋河

内屋

茂兵衛

尾州名古屋本郷通七丁目

太右衛門

